

・ワクチン接種歴等の確認について

第3弾 県民一家族一旅行推進事業の割引プランを利用する場合、下記①または②を満たすことが条件となります

①ワクチン3回接種済み証明の確認

②ワクチン3回未接種の場合、抗原定性検査またはPCR検査等（抗原定量検査を含む）による陰性証明（検査結果）の確認

■ ワクチン接種歴の確認

旅行者がワクチン**3回接種**していることを確認。確認は「予防接種済証」・「予防接種証明書」・「接種記録書」のいずれかの原本または画像や写し（コピー）で確認します。また、国の新型コロナワクチン接種証明書アプリ、ぐんまワクチン手帳（アプリ）による提示も可能です。

※3回目接種の当日から割引プランの利用可。

【例】4/11にコロナワクチン3回目接種 → 4/11から宿泊OK

4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/14
宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊×	3回目接種 宿泊可能	→			→

■ 抗原定性検査

旅行者が**旅行日の前日または旅行当日**に検体採取による検査結果が陰性であることを確認します。確認方法は「検査結果通知書」で確認します。

■ PCR検査（抗原定量検査含む）結果の確認

⇒旅行者が**旅行実施日当日の3日前以降**の検体採取による検査結果が陰性であることを確認してください。確認方法は「検査結果通知書」で確認してください。

【例】宿泊予定日が4/12の時は、4/9以降に検体採取の結果が必要となります。

4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15
← ← ← ← 検査結果対象外				← 検体採取期間 →			宿泊日			

■ 注意点

※同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者は検査不要です。ただし、**同行の同居家族全員**が割引対象者となっていることが条件です。

※健康上の理由等でワクチン接種ができない方は、無料検査所が利用可能です。無料検査所は各県のホームページ等で確認してください。